



公共事業の実施における工事看板の改善について

技術基準の種類:設計・施工
通知日 :平成11年12月9日

管 第 550 号
平成11年12月9日

部内各課(室)長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長
姫路鳥取線用地事務所長

様

土木部長

公共事業の実施における工事看板の改善について

公共事業の実施に当たっては、発注者のみならず請負者においても、地域住民に対し、事業の内容や進捗状況などをよりわかりやすく積極的に情報提供することが求められています。
については、土木工事安全施工技術指針に基づき、「地域住民との融和(第2章第2節5)」並びに「イメージアップ(第2章第9節4)」を図るため、下記及び別紙のとおり工事看板を改善し、平成11年12月15日以降新規に契約する工事から適用することとしましたので、貴所属職員に周知してください。
また、既に契約済みの工事についても、対応可能な場合はできる限り適用してください。

記

[工事看板の改善内容]

- 1 工事表示板 (保安施設設置基準 保安施設標準様式図)
鳥取県 土木事務所に加え、担当 課 係を追加する。
施工者の夜間連絡先を追加する。
- 2 お願い表示板 (保安施設設置基準 保安施設標準様式図)
事業区間の図面 (平面図、標準横断図 又は完成予想図 等)
事業目的 (交通量の緩和、歩道の設置、災害復旧 等)
事業完成予定年度 (平成 年度完成予定)
当該事業の進捗状況 (年度末 %)
工事協力をお願い
連絡先 (発注者、請負者)
- 3 対象工事
工事表示板 : すべての工事
お願い表示板 : 小規模な工事(請負金額3千万円未満の工事)は除く。
- 4 経 費
上記の改善策は、鳥取県土木工事共通仕様書に基づき実施するものであり、経費は既定の工事請負額の中に含まれており、別途加算するものではない。